公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：インド国テランガナ州生態系再生・生物多様性保全事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：インド国テランガナ州生態系再生・生物多様性保全事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00732

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：インド国テランガナ州生態系再生・生物多様性保全事業準備調査
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月　～　2027 年 10 月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

南アジア部　南アジア第一課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 13 日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 10 月 15 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 20 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 10 月 26 日　12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 11 月 10 日　10 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/tDOmmYZcEs

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（３）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

１）プロポーザル・見積書・別見積書

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙２「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
    ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
    ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
    ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	日印の研究機関の具体的な連携	第3条(7)、第4条(12)
2	本邦技術活用促進や本邦企業との具体的な連携	第3条(7)、第4条(12)
3	デジタル・トランスフォーメーション(DX)にかかる検討、持続性向上のための具体的な活動	第3条(9)
4	木材バリューチェーン強化に向けたWX(Wood Transformation)構想の活用方策の検討	第3条(10)、第4条(14)
5	技術交流会(本邦企業の現地招へい)の提案	第4条(13)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1)円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討

資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。

- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。加えて、相手国政府・実施機関が作成の事業計画（Preliminary Project Report：PPR）において提案されているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、実施機関と十分に協議を行うこと。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、英語又は日本語で作成し 5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 本業務の成果をふまえ、発注者は本事業に関するファクト・ファインディング・ミッション（F/F）（2027 年 2 月頃）及び審査（2027 年 5 月頃）を実施することを想定している。また、必要に応じて他調査ミッションを派遣する。F/F や審査ミッション前に、本業務の進捗報告を行うとともに、発注者からの本業務結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靭化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン　最新版
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン　最新版
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）

- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- 資金協力事業　開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配付資料 （契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

（ア） IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）
（イ）コンサルティング・サービスの TOR サンプル
（ウ）事業費の積算関連資料[2]コスト縮減検討関連資料
（エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 9 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）
（オ）障害主流化ガイダンスノート

（3）審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

① 事業の背景と必要性
② 事業実施計画
③ 詳細事業計画（Detailed Scope of Work）
④ 施工計画
⑤ 調達計画
⑥ コンサルティング・サービス
⑦ ソフトコンポーネントの実施計画
⑧ 事業費
⑨ 内部収益率（IRR）
⑩ 事業実施スケジュール
⑪ 事業実施体制
⑫ 運営・維持管理体制
⑬ サブプロジェクト選定基準

[2] Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS（Windows 10 以上）を推奨している （macOS は推奨しない）

⑭ 運用・効果指標
⑮ 環境社会配慮
⑯ ジェンダー主流化
⑰ 気候変動対策（適応策、緩和策）
⑱ DX・デジタル技術活用
⑲ 本事業実施に当たっての留意事項の整理

（4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って、実施機関が PPR を作成したため、本事業の基本計画として参照のこと。なお、PPR の後に通常作成される詳細のプロジェクト報告書（Detailed Project Report、以下「DPR」という）は 2026 年 10 月現在、未作成である。実施機関は、本協力準備調査の結果を活用して DPR を作成する予定である。このため、受注者は調査の実施を通じて、DPR 作成に必要となる情報や分析結果を整理するとともに、実施機関による DPR 作成を支援する観点から、必要な情報提供等の支援を行うこと。
- 加えて、以下に列挙する関連資料の内容を確認し、得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。

① 実施機関より提出された関連資料一式
② Forest Stack – デジタル公共インフラを活用した森林保全と管理のトランスフォーメーション（https://www.jica.go.jp/about/dx/publication/2025/forest.html ）
③ 西ベンガル州における人間と象の軋轢緩和と共生促進（https://www.jica.go.jp/about/dx/project/detail/1569305_67782.html）
④ インドの森林セクターにおける JICA の先行事業の Project Completion

Report 及び事後評価報告書

⑤ Data Collection Survey on the Possibility of Collaboration with Companies Using CSR Systems in India to Solve Social Issues in India, Nomura Research Institute Consulting and Solutions India Pvt. Ltd

⑥ インド国森林セクター基礎情報収集・確認調査ファイナル・レポート（https://libopac.jica.go.jp/images/report/12040200.pdf）

⑦ インド国 森林・生物多様性セクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート和文要約（http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000046977）

⑧ Data Collection Survey on Enabling a Wood-Transformation (WX) Model in India

⑨ JICA の森林保全・生物多様性保全セクターにおける類似の案件の各種報告書等（特に、「タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業」、「メガラヤ州コミュニティ森林・生計改善事業」、「トリプラ州持続的水源林管理事業」等））

⑩ JICA の自然環境保全グローバルアジェンダ（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/natural_env/ku57pq00002cubqh-att/natural_env_text.pdf）

⑪ クラスター事業戦略（https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/_icsFiles/afieldfile/2024/06/11/20240327ClusterStrategy.pdf）

- また、既往案件の監理を行っている JICA インド事務所へのヒアリングを実施し、既往案件における教訓、先進的な取組及び DX・Forest Stack 等に係る知見を収集の上、本事業への活用可能性を検討すること。

（6）本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：チェックダム、研修施設、森林管理関連インフラ、森林火災管理インフラ等

- 本事業では事業対象地としての妥当性の高い地域及び受益者負担について実施機関と協議の上、適切な事業対象地の選定を行う。本調査では、過去の森林案件同様に、森林管理区レベルでの選定基準の提案を行い、実際の施業地は事業の中で決定することを想定する。特に Division Forest Officer の意見を聴取するよう、留意すること。JICA BIO-FIT を参照し、NbS（Nature-based Solutions）の導入を検討する。
- 本事業における活動対象地につき、相手国で定義するところの法的な森林区分について、留意・確認すること。具体的には、公有林（Recorded Forest Area）が主たる事業対象となると想定されるところ、公有林の内保

存林（Reserved Forest）、保護林（Protected Forest）、未区分林（Unclassed Forest）のいずれであるか、また野生生物の保護区（Protected Area）であるかを確認すること。また、それぞれの該当規制や管理基準規定等も確認すること。民有林等、法定林地外における活動についても可否や手続きを含め実施機関と相談のうえ計画・提案すること。さらに、対象地の土地区分、土地利用状況及び生態学的特性を踏まえ、適切な植林樹種について検討し提案すること。

- 本事業における活動対象地につき、相手国で定義するところの保護区分について、確認・留意すること。それぞれの該当規制や管理基準規定等も確認するとともに、JICA 環境社会配慮ガイドライン上で定義する「保護区」に該当するか否かも実施機関と協議の上確認すること。
- 本事業のサブプロジェクトとしての事業対象候補地域について実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、提案する。治安・安全面上懸念が示される地域については発注者と十分に協議した上で候補とするか否かを検討する。

（7）本邦技術の適用／本邦企業／本邦学術機関／地方公共団体との参入促進[3]

本業務では以下の点に留意する。

- 森林や生物多様性の保全は様々なノウハウの蓄積が必要な分野であり、事業実施において得られた知見を蓄積し、事業効果を最大限発現出来るよう、研究等を行う体制の構築を進める。併せて民間企業との協業や民間資金の活用による事業効果の拡大を検討する。その際、事業の自律性や持続性向上に資する体制を検討すること。
- インドでは一定規模以上の企業に対し純利益の 2%以上を社会貢献活動（CSR 活動）へ充当するよう義務付けている。本事業では、企業による CSR 活動用の資金を動員し、実施機関が管理する CSR 基金として森林管理や保全活動に充てる仕組みを作ることで、相手国内で事業を行っている本邦企業との連携を検討している。本邦企業との連携促進にかかる提案においては、上記検討について留意すること。
- 本邦企業との連携に当たっては、単なる事業参入促進に留まらず、森林保全、生物多様性保全、森林 DX、木材利用等の分野において、本邦技術の実証・展示・社会実装に向けたフィールドとしての活用可能性を検討すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。

（8）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会配慮ガイドライン上遵守が求

[3] 本項目は、本案件における付加価値創出の重要な要素であり、受注者が有する本邦企業・研究機関等とのネットワークの活用だけではなく、ネットワーク外の機関への具体的なアプローチ方針、インド国や当該セクターの特徴も踏まえ、民間資金活用及び本邦技術の導入・社会実装に向けた方策の提案を期待する。また、提案に当たっては、連携先候補の単純な列挙ではなく、本案件の目的達成への貢献度、実現可能性及び持続性を踏まえ、優先的に検討すべき連携内容及びその実施方法を具体的に記載すること。

められるものと大きな乖離がないことを検証する。

- 本事業は、JICA 環境社会配慮ガイドライン上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。
- 環境社会管理フレームワーク案の作成支援及び用地取得・住民移転の発生可能性に係る検討を行う。
- 本事業における活動対象地には、公有林(Recorded Forest Area)が含まれると想定されるところ、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく国立公園や国指定の保護対象地域、原生林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地、少数民族あるいは先住民族の人々の生活区域、もしくは特別な社会価値のある地域等に該当し得るかについても確認すること。

(9)Information and Communication Technology(ICT)技術・デジタル技術の活用[4]

本業務では以下の点に留意する。

- 公共サービスの効率的・効果的な提供、森林火災対応を含む効果的な森林管理、生物多様性保全、防災に係る体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。
- 特に、発注者が他州で推進する森林管理に係る DX 戦略・システムを活用した総合的な GIS(地理情報システム)・MIS(森林管理経営システム)や Forest Stack(森林関連情報連携基盤)の構築支援、デジタル技術を活用した人間と野生生物の軋轢対策、リモートセンシング情報活用、気象情報を含めた早期警報等を検討すること。詳細は第 3 条(5)記載の資料を参照のこと。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。
- 事業終了後も支援した各種システムや取り組みが持続的に運用・維持管理されるよう、必要と思われる活動についても検討・提案すること(例:サイバーセキュリティ対策、研修等)。

[4] ICT 技術・デジタル技術の活用については、本案件における重要な付加価値創出要素の一つとして位置付けている。提案に当たっては、森林管理の高度化・効率化、生物多様性保全の強化、森林火災対策及び人間と野生生物の軋轢軽減等の課題解決への貢献を重視しつつ、発注者が有する森林 DX、リモートセンシング、データ連携基盤構築等の知見・実績を活かし、優先的に検討すべき技術及び適用方法を具体的に提案されたい。なお、提案に際しては対象州の制度・能力・通信環境・予算制約等を踏まえた実現可能性及び持続可能性に留意し、事業終了後の運用・維持管理体制、人材育成及びサイバーセキュリティ対策等も含めて検討すること。

(10)木材バリューチェーン強化に向けた WX 構想の活用方策の検討[5]

- Wood Transformation(WX)構想とは、森林資源管理から木材生産・加工・流通・利用に至る木材バリューチェーン全体の高度化を図るとともに、認証・トレーサビリティ、人材育成、研究開発及び官民連携を通じた持続可能な木材産業の振興を目指すものであることを踏まえ、本案件での適用可能性を検討すること。詳細は第3条(5)記載の資料を参照のこと。
- また、持続可能な森林経営及び木材産業振興の観点から、森林認証制度の活用について検討すること。特に、FSC(Forest Stewardship Council:森林管理協議会)、PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification:森林認証制度相互承認プログラム)及び SGEC(Sustainable Green Ecosystem Council(一般社団法人 緑の循環認証会議)等の認証制度について、各制度の目的、特徴、適用条件及び市場評価を整理するとともに、テランガナ州における森林所有・管理形態、木材流通の実態及び森林関連産業の発展段階を踏まえ、適用可能性を検討すること。検討に当たっては、認証取得による森林管理能力向上、木材の付加価値向上、市場アクセス改善及び持続可能な木材資源利用への貢献可能性を整理するとともに、制度導入及び維持管理に必要な体制・人材・費用面の課題についても分析すること。また、本邦が有する森林認証制度に関する知見や民間企業、研究機関等との連携可能性を踏まえ、本事業における支援の意義及び実現可能性について検討すること。

(11)エコツーリズム振興に係る現状分析及び協力方策の検討

- エコツーリズムの検討に当たっては、自然資源及び野生生物資源の保全を最優先とし、地域住民の参画及び裨益を確保しつつ、持続可能な仕組みとなるよう留意すること。また、本邦企業・技術との連携可能性についても考慮すること。

(12)生態系保全及び野生生物管理能力強化に係る検討

- トラをはじめとする保全上重要な野生生物種(絶滅危惧種、固有種、法令上の保護対象種等)の保護に当たっては、国家計画及び州政府施策との整合性を確保するとともに、森林局の能力強化、人獣軋轢の軽減、コミュニティ参加型保全の推進等の観点を踏まえて検討すること。また、本邦企業・技術に加え、研究機関及び地方公共団体との連携可能性についても留意すること。

(13)アグロフォレストリーを通じた森林保全及び木材産業振興に係る検討

- アグロフォレストリーを通じた森林保全及び非木材林産物の生産、木材産業振興の

[5] 本項目は、本案件における重要な付加価値創出要素の一つとして位置付けている。発注者が有する木材産業振興、森林認証、サプライチェーン管理、デジタル技術活用及び人材育成に関する知見や実績を活かした具体的な提案を期待する。木材森林認証制度については、認証取得を目的化するのではなく、森林管理の改善、木材流通の透明性向上、地域住民及び農家の所得向上等への貢献可能性を踏まえ、その導入ニーズ及び考え得る効果、導入にあたっての課題の整理、本事業における協力の方向性を検討すること。

検討に当たっては、持続可能な生産・流通体制の確立、地域住民の所得向上及び木材関連産業との連携に留意するとともに、本邦企業・技術に加え、研究機関及び地方公共団体との連携可能性についても考慮すること。また、対象農家及び地域住民への十分な説明及び協議を行い、その意向やニーズを踏まえた計画となるよう留意すること。併せて、本事業による植林及び森林保全活動について、インドの「国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution: 以下、NDC)」達成への貢献可能性を整理するとともに、カーボンクレジット(JCM(Joint Crediting Mechanism:二国間クレジット)を含む)の創出・活用を含む持続的な資金メカニズムの導入可能性について検討する。

(14)ランドスケープアプローチ導入の検討

- ランドスケープアプローチ(流域や地域全体を一つの単位として捉え、森林や土地の保全、治山、防災、水資源管理などを通じて、自然環境と社会・経済活動の調和を目指す考え方)の導入を検討すべく、多様な関係者と連携し、土地利用や水資源に関する課題を統合的に検討する。個別の拠点や事業だけでなく、流域・地域全体の持続可能性とレジリエンスの向上を図る。

(15)迅速化に向けた検討

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

(16)発注者の既存事業等との連携可能性の検討

本業務では以下の点に留意する。

- 円借款「効果的な森林管理のための能力強化事業」(2024 年度 L/A(Loan Agreement)調印)は、インド環境森林気候変動省を実施機関として、生態系保全の分野で研究・事業開発・研修体制整備等を行うことで森林行政官の政策実施能力の強化を図るものであり、研究・事業開発の成果や研修内容は、テランガナ州の森林行政官が本事業を実施するにあたって活用される方針である。具体的な連携の可能性(共同での研修やセミナーの実施、共同研究等)を追求すること。また、円借款「テランガナ州における起業・イノベーション促進事業」(2023 年度 L/A 調印)との連携可能性についても検討すること。特に、森林・自然資源を活用した事業展開、起業支援、人材育成、産学官連携、本邦スタートアップの進出支援等の分野・観点における相乗効果を確認し、具体的な連携方策を提案すること。

(17)相手国関係機関との調整

本業務では実施機関／事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

(18)事業戦略、事業実施計画、詳細事業計画(Detailed Scope of Work)の検討

- 本事業は多様なコンポーネント及びサブプロジェクトで構成される事業であり、審査時点(2027 年 5 月頃予定)で全てのサブプロジェクトが確定しない。このため、事

業戦略、事業実施計画及び Detailed Scope of Work は、確定済みのサブプロジェクトのみに基づいて検討するのではなく、今後追加される候補案件も見据えて作成すること。事業戦略、事業実施計画、詳細事業計画（Detailed Scope of Work）を検討の際には、実施機関と協議の上、事業対象候補をリストアップしたロングリストを作成・提案すること。

- その際に、環境社会配慮ガイドラインに基づき、カテゴリ A 案件に該当するような活動内容や特性、地域は本事業では対象としないことを踏まえ、選定基準としてカテゴリ A 案件を回避する点を盛り込むよう、提案すること。
- 事業戦略や事業実施計画策定にあたっては、相手国・州の森林セクター及び実施機関が抱える中核課題が何か、課題分析を行った上で、そのために必要な取り組みや実現可能な目標を検討すること。本事業は多様なコンポーネント及びサブプロジェクトで構成される事業であり、それぞれの取組が最終的には中核課題に対応、及び成果指標に貢献するものとして、整合的に実施されるよう、留意する。事業戦略は本事業のコンポーネントやサブプロジェクトの個々の目的や内容を束ねる方針と位置づけられる。
- 事業戦略や事業実施計画策定にあたっては、効果的な森林保全及び生物多様性保全、科学的知見に基づく生態系サービスの活用と改善、気候変動対策（緩和策、適応策）、地域住民への生計向上、民間企業や学術機関との協業等を踏まえ、実現可能な目標を含むよう留意する。
- 本事業の検討に当たっては、発注者が実施した森林セクターの類似案件における教訓を十分踏まえること。特に、公有林における植林活動では地域に自生する在来種を優先的に選定するとともに、多様な樹種の混植を推進する。また、生物多様性保全の観点を踏まえた植栽計画の策定及び森林局職員の能力強化の必要性について検討すること。
- 本件事業による植林や森林保全がインドの NDC 達成に貢献しつつ、インド国内でカーボンクレジット化して実施機関の収益とすべく、必要なコンポーネントの導入を検討する。
- 各コンポーネントやサブプロジェクトの具体的な活動案検討の際には、ジェンダー主流化や、障害者の取組を行う。具体的な障害主流化の取組としては、障害者が事業の裨益者としてのみならず、実施者としても包摂されるように対応し、事業の計画から実施、モニタリング・評価に至る事業の過程において、障害者の参画を推進することとする。加えて、障害当事者・障害当事者団体と連携や助言を受け、障害当事者からのニーズを踏まえつつ以下の取組を実施する。

  ・障害細分化データを収集・障害当事者団体や障害に関する法制度等の基礎調査の実施

・情報の保障（書類の代読・代筆・筆談・手話・分かり易い言葉での説明、デジタルデータの読み上げ機能対応、画像データへの代替テキスト挿入）などを基本とした合理的配慮の実施
・インフラ整備及びそれに付随する障害者の就労場所の物理的アクセシビリティの確保

（19）森林セクター支援事業の総合的なインパクト指標の検討

- JICA では森林セクターにおいて 30 年間、15 州での支援実績があるが、これまでの支援も含めて、セクター全体で発現した事業効果、インパクトを総合的に評価し、相手国民及び日本国民にとって分かりやすく伝える必要がある。他方、森林・生物多様性セクターへの協力の効果は、長期的に発現することが多く、また、その便益が生態系サービス等の形で広く社会に還元されることから、事業の成果やインパクトを相手国民及び日本国民に分かりやすく伝えることが必ずしも容易ではない。このような状況下で、相手国実施機関や住民、コミュニティへの成果共有・情報発信に加え、日本政府・メディア向けの広報等には改善の余地がある。
- 本事業では、かかる状況を踏まえ、これまでの JICA 森林セクター支援の事業効果やインパクトを総合的に評価する指標と必要な情報収集、それらを分かりやすく伝えるために必要な手法、工夫について具体的な提案を行う。代表的な指標として考えられるのは、森林面積や被覆率、生計向上活動の裨益人口や所得向上率だが、これらに限らず提案をすること（例えば、ナラティブに事業効果を伝えるための指標・情報・工夫等）。なお、本調査で求めるのは提案までで、過去案件の事業効果確認や広報活動の実施までは想定しない。

第4条　業務の内容

（1）業務計画書の作成・提出

① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

① 業務計画書の内容、及び実施機関作成の PPR の内容・レビュー結果を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う[6]。

- 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
- 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向

② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

（4）自然条件調査、現地条件調査等

本業務では当該項目は適用しない。

（5）環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

①環境社会管理フレームワーク

（ア）JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準及び環境影響評価手続きを踏まえて作成する。また、作成に際し、事務手続マニュアル別添 08-3-1～3「環境社会管理フレームワーク・アウトライン」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。 主な調査項目は、以下のとおり。

ア）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（a）環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開、 労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準

（b）JICA 環境社会配慮ガイドラインとの乖離及びその解消方法

（c）関係機関の役割

イ）ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環

[6] 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

境面は 5 年、社会面は 3 年程度)、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

ウ)実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認

(イ)「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に基づき、環境社会管理フレームワーク 案を作成する。環境社会管理フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下 のとおり。

ア)プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA/IEE がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由

イ)環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無

ウ)支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測

エ)環境アセスメントとサブプロジェクトの計画に係るプラン(スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む)、サブプロジェクト選定の環境クライテリア

オ)情報公開方法(サブプロジェクトの EIA/IEE 等の環境社会配慮文書の公開方法含む)、異議申立方法

カ)サブプロジェクトの EIA/IEE の準備から承認までの実施機関、発注者、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置

キ)モニタリング及び報告体制(発注者への報告体制含む)

ク)サブプロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO2 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推

(ウ)環境社会管理フレームワーク案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

①住民移転フレームワーク

本事業では用地取得/非自発的住民移転が発生する可能性は低いが、その有無を確認する。なお、調査の過程で必要性が確認された場合には、発注者と JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき必要な業務について相談する。

(6)ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、以下調査項目につき情報収集した上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みや、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推

進する取り組みを事業内容に反映させる。

（ア）実施機関におけるジェンダー主流化の取組状況（ジェンダー担当者の有無、取り組み内容、本事業との接続性、女性職員や管理職の割合、ジェンダー関連の能力向上研修の実施実績等）

（イ）コミュニティの各種委員会のジェンダー比率の傾向、ジェンダーによる参画への障壁状況及びその背景要因

（ウ）自然資源を利用した経済活動への参画におけるジェンダー格差（森林管理組合や漁業組合などのメンバー・リーダーのジェンダー別の人数・割合、経済活動からの収入を含む、世帯全体の収入の使途の決定権者、自然環境保全関連の地域の集まりに女性の参加率・参加しやすさ、女性の発言権の度合い等）

（エ）関連政策・計画上のジェンダー平等と女性のエンパワメントの位置づけ（自然資源管理組合などにおける男女の参加促進、自然資源の使用者・管理者としての女性の役割、女性を含む利害関係者の意思決定への参画、森林保全分野の政策中におけるジェンダー主流化の指針有無と内容等）

② ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

③ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

（7）気候変動対策事業・生物多様性保全事業としての案件形成に係る情報収集・分析[7]

事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。また、気候変動対策（緩和策・適応策）としての本事業の効果を対外的に示すべく、運用・効果指標を工夫していくことが求められることから、気候変動対策の効果指標の検討を行う。

本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

- 具体的には、Climate-FIT（緩和策）方法論 No.1,2「植林」、「森林減少・劣化対策」等を利用して温室効果ガス排出削減量の推計を実施する。

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者

[7] パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

- 具体的には、Climate-FIT Part I 及び Part II 森林・自然環境保全分野の記載を参考にリスク評価・適応策検討、裨益人口の推定を行う。

生物多様性の主流化に資する対応策を可能な範囲で行う。

- 「生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT）」の該当箇所等を参考に、本事業における事業活動と生態系サービスとの接点（依存・影響）の整理を実施し、当該接点から生じる自然関連の機会とリスクの分析を踏まえた生態系インパクトの特定を行う。その上で、ネイチャーポジティブに資する対応策（NbS 要素を含む）の検討と、同策の事業への組み込みの検討・提案、及び効果指標・モニタリング手法の検討・提案を行う。なお、上記検討に使用した根拠資料（接点整理表、生態系インパクト整理結果、対応策リスト、指標設定の考え方等）を発注者に提出すること。

（8）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

①「国が決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか

- 本事業で使用される技術が当該国の最新の NDC において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。
- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

（9）代替案の検討

本業務では当該項目は適用しない。

（10）概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビューを踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。
- それぞれの必要性、妥当性、規模については実施機関との協議や本調査を踏まえて見直し・精査が必要だが、以下が現状想定されているインフラ事業である。

① 森林管理にかかるインフラ整備（チェックダム、研修施設、パトロール用拠点等）

② 生物多様性保全にかかるインフラ整備（監視塔、防護柵等）

③ 森林周辺の地域住民の生計向上活動にかかるインフラ整備（貯蔵・加工施設等）

④ 実施機関の能力強化にかかるインフラ整備（研修施設等）

（11）事業戦略、事業実施計画の策定

- 上述の業務及び実施機関作成の PPR の内容を踏まえ、以下の事業戦略、事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 事業戦略

実施機関作成の PPR や現地調査結果、第3条の実施方針及び留意事項に基づく調査結果を踏まえ、相手国・州及び実施機関が抱える中核課題を抽出・分析し、必要な取組と実現可能な目標を設定する。事業戦略の仮説はインセプション・レポートにも含めること。

② 事業実施計画

上記事業戦略の内容を踏まえ、事業実施計画として詳細事業計画（Detailed Scope of Work）、サブプロジェクトの選定基準、事業スケジュール、事業実施体制、運用・維持管理体制、事業費積算等を検討・策定する。事業実施計画の草案はインテリム・レポートにも含めること。

- 詳細事業計画（Detailed Scope of Work）の策定
  調査結果に基づいて、各コンポーネントやサブプロジェクト内容の詳細情報をまとめた詳細事業計画（Detailed Scope of Work）をドラフト・ファイナル・レポート提出までに作成する。詳細事業計画には各サブプロジェクトや活動について以下の情報を含める。その他、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性があるため、発注者と定期的に必要項目につき確認・相談すること。

（ア）活動内容、背景、必要性
（イ）活動規模
（ウ）対象地域
（エ）ステークホルダー及びその役割
（オ）受益者負担を伴う活動の場合、負担の方法及び負担の内容
（カ）政府スキームとの連携調整方法
（キ）本邦学術機関・民間企業との連携方法
（ク）事業費、内訳
（ケ）指標
（コ）持続性確保のための工夫
（サ）障害者や女性等、脆弱な立場に置かれた人々の事業への参画・受益確保の方法
（シ）リスク、留意点　等

③ 施工計画

各コンポーネントのインフラ整備にかかる施工方法・施工技術、施工監理方針・計画、実施工程などを検討し、円借款本体で詳細に検討するためのベースとなる施工計画を策定する。また、主要工事の施工方法、品質管理・安全管理の基本的な考え方、留意事項などを取りまとめる。

④ 事業対象候補地域及びサブプロジェクトのロングリスト作成

インテリム・レポートでの提案に基づき、サブプロジェクトとしての事業対象候補地域及び選定基準について実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、発注者に提案する。

⑤ 事業実施スケジュールの策定

- 事業計画、施工計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。

(12)本邦技術の活用／本邦企業／本邦学術機関／地方公共団体との連携可能性の検討

本業務では以下の対応を行う。

- 第3条(7)に記載のとおり検討の上、発注者に提案する。
- 本事業においては、日本の大学等の研究機関や民間企業にヒアリングを行い、相手国政府側(実施機関及び中央政府である環境森林気候変動省)や研究機関・民間企業等との協議も踏まえて、協力の候補となり得る日本側の研究機関・民間企業のリストアップやマッチング支援、具体的な連携案について提案を行う。その際、森林保全・植林の分野だけではなく、生物多様性、生計向上、木材利活用の観点も含めて、具体案を検討し提案を行う。
- 本事業において、効果的な森林管理や水土保全・再生活動、生物多様性保全、防災等、本邦の学術機関等が実施している研究・技術の活用についても検討の上、連携の在り方を提案すること。
- CSR 基金の検討にあたっては、第3条(5)に記載の資料も参照の上、積極的に本邦企業を巻き込む工夫や仕組みづくりについて、実施機関と十分に協議の上、提案を行うこと。
- 本邦民間企業や学術機関との連携については、上記に限らず、具体的な方法のアイディアがあればプロポーザルで提案する。その他、日本国内の地方公共団体の森林管理部門の参画や、知見の活用可能性についても検討し、提案する。

- 本事業に関連する機材（IT 機器・ソフトウェアを含む）、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイディアの活用の可能性を検討すること。
- CSR 基金への拠出に関心がありそうなインドに拠点を有する本邦企業、また、本事業への連携全般に関心がありそうな本邦企業及び研究活動において参加可能性がありそうな本邦学術機関へヒアリングを行い、win-win となる協業形態について検討する。検討結果を発注者及び実施機関と協議し、妥当性・実現可能性を確認する。

（13）本邦技術・知見の活用促進に係る現地招聘の検討[8]

- 本邦企業、研究機関及び大学等の有する技術・知見と本事業におけるニーズ（森林保全、生物多様性保全、野生生物管理、エコツーリズム、アグロフォレストリー、森林資源の持続的利用、衛星解析等のデジタル技術の活用等）とのマッチングを目的として、技術紹介、意見交換及びネットワーキングの機会を提供し、今後の実証事業や社会実装に向けた連携可能性を検討する。
- 日本の民間企業、大学、研究機関、関係団体等を対象とした現地（テランガナ州）セミナー、技術紹介イベント、展示会、意見交換会等の開催を支援し、テランガナ州政府関係機関、研究機関及び民間事業者との対話及び連携促進を図る。
- 日本企業のインド招聘プログラム（技術交流会）を企画、準備および実施する。具体的な参加者リストを準備するものとし、最終的な参加企業は発注者との協

[8] 本項目は、本邦企業、本邦学術機関及び研究機関等が有する技術・知見と、テランガナ州における森林保全、生物多様性保全、野生生物管理等のニーズを結び付け、本邦技術の実証、事業化及び社会実装に向けた連携機会を創出することを目的としている。提案に当たっては、セミナーや技術交流会等のイベント開催そのものではなく、その後の実証事業、共同研究、官民連携事業等の具体的な展開につながる仕組み及びアプローチを重視すること。また、本事業の成果及び今後想定される協力ニーズを踏まえ、本案件との親和性が高く、将来的な参画が期待できる企業・機関をどのように発掘・選定し、関係構築につなげるかについても具体的に提案すること。なお、提案に際しては、相手国側のニーズ及び受入体制との整合性、本邦技術・サービスの適用可能性並びに事業終了後の持続的な連携の可能性を考慮すること。

議を経て確定するものとする。招待状は、関連するステークホルダーに対し、イベント開催のおおむね 1.5 か月前までに発出する。本事業の特徴やニーズとなる分野（森林保全、生物多様性保全、野生生物管理、エコツーリズム、アグロフォレストリー、森林資源の持続的利用等）で受注者は発注者との協議の上、本プロジェクトへの関心が高く、将来的な事業参画や応札の可能性のある企業を優先的に選定し、招聘対象企業リストを絞り込むものとする。

- 1 回の実施を想定し、期間は 5 日間程度（移動日除く）、最大 2 拠点（テランガナ州＋1）、本邦企業・研究機関等から最大 10 名程度の参加を参考規模とする。ただし、事業効果向上の観点からより効果的な実施方法がある場合は、その理由とともに代替案を提案すること。
- また、招聘企業に対するすべての渡航関連手配を行うものとし、航空券の予約、購入および発券、宿泊手配ならびに関連する旅行管理サービスを提供する。これには、国際線および国内線航空券、査証（ビザ）取得支援、宿泊施設、地上交通手段、通訳サービスの手配を含む。他にも、招聘プログラムの一環として実施されるワークショップについて、企画、準備、広報および実施を行う。ワークショップの規模想定は、現地招聘期間中に1回、最大半日、インド・日本関係者含めて 50 名規模であるが、事業効果向上の観点からより効果的な実施方法がある場合は、その理由とともに代替案を提案すること。
- 本邦技術・サービスの導入可能性、事業化可能性及び社会実装に向けた課題を整理するとともに、実証事業、共同研究、官民連携等の協力可能性を検討する。

（14）木材バリューチェーン強化に向けた WX 構想の活用方策の検討

- 第3条（10）に記載のとおり検討の上、発注者に提案する。
- 木材バリューチェーン全体の高度化を目指す WX 構想の活用可能性について検討するため、木材認証制度、合法性確認、トレーサビリティ、デジタル技術を活用したサプライチェーン管理等に関する先行事例、制度及び運用体制を調査・分析する。その結果を踏まえ、木材利用促進、木造建築、アグロフォレストリー、持続可能な木材供給体制の構築等、本事業で実施可能な取組を提案する。
- あわせて、木材利用・木材産業振興・人材育成・技術移転の拠点となる Centre of Excellence（CoE）の設立可能性、研究機関・大学・民間企業との連携による共同研究、人材育成及び技術実証の在り方について検討し、実施機関との協議を踏まえ提案する。
- WX 構想が目指す社会像は長期的かつ高度な目標を含むことから、その実現に向けた段階的なロードマップを提案・示すとともに、本事業において実施可能な範囲に即した具体的かつ現実的な取組を提案すること。なお、初期段階におい

ては、実現可能性を重視した小規模な取組から着実に開始することが望ましい。

- 木材森林認証制度に関しては、FSC、PEFC/SGEC 等を対象として、国内外における導入事例、制度設計、運営体制、認証取得及び維持に必要な手続き・費用等について情報収集及び分析を行う。また、テランガナ州における森林管理形態、農家林業、アグロフォレストリー、木材生産及び流通の実態を踏まえ、認証制度導入のニーズ及び実現可能性を検討する。特に、認証制度導入により期待される森林管理の改善、木材流通の透明性向上、木材利用促進、地域住民及び農家の所得向上等の効果について整理するとともに、制度導入上の課題及び必要な能力強化ニーズを分析する。さらに、実施機関、森林所有者、農家及び民間企業等を対象として、認証制度の導入支援を行う場合の協力内容について検討し、導入に向けた段階的なロードマップ及び事業コンポーネント案を提案すること。

(15)エコツーリズム振興に係る現状分析及び協力方策の検討

- 第3条(11)に記載のとおり検討の上、発注者に提案する。
- テランガナ州の保護区及びその周辺地域を対象として、自然資源及び野生生物資源の観光利用状況、エコツーリズム事業の実施体制、関係機関の役割分担、観光インフラの整備状況、地域住民の参画状況及び収益還元の仕組みについて調査・分析を行う。その際、実施機関をはじめとする関係行政機関、地域住民、観光事業者等のステークホルダーの役割及び利害関係並びにテランガナ州政府の方針との整合性を整理するとともに、自然資源及び野生生物資源の保全と観光利用の両立の観点から課題を分析する。
- また、森林保全及び生物多様性保全と地域住民の生計向上の両立を図る観点から、地域住民、森林依存度の高い世帯、女性及び若者の参画機会や能力強化ニーズを分析し、収益還元の仕組みの持続性及び公平性を検討する。
- これらを踏まえ、コミュニティ参加型エコツーリズムの導入・拡充に向けた協力方策並びに本邦企業及び技術との連携可能性を提案すること。

(16)生態系保全及び野生生物管理能力強化に係る検討

- 第3条(12)に記載のとおり検討の上、発注者に提案する。
- トラをはじめとするテランガナ州の重要野生生物を対象として、生息状況、生息地の連続性、人獣共通利用地域における土地利用状況及び人獣軋轢の発生状況について調査・分析を行う。
- 関連する国家計画及び州政府施策との整合性を確認するとともに、森林局、地域住民、研究機関、NGO 等の関係者から情報収集を行い、保護区管理、生息地回復、モニタリング、人獣軋轢対策、密猟防止対策、コミュニティ参加型保全及びエコツーリズムとの連携に係る課題及びニーズを分析する。

- 森林局の実施体制及び能力を確認した上で、生態系保全及び野生生物管理能力の強化に向けた協力方策並びに本邦企業及び技術との連携可能性を提案すること。

(17)アグロフォレストリーを通じた森林保全及び木材産業振興に係る検討

- 第3条(13)に記載のとおり検討の上、発注者に提案する。
- アグロフォレストリーを通じた森林保全及び木材産業振興に向け、主要な関係機関及びその役割分担を整理するとともに、森林周辺地域における土地利用、農家の生計構造、樹木作物の生産・流通状況、既存の支援制度等について調査・分析を行う。
- その上で、農家が導入可能な樹種、栽培・管理技術、普及体制及び技術支援ニーズを把握し、持続可能な生産モデルの実現可能性を評価する。
- また、木材及び樹木作物の需要動向、流通、価格、民間企業の参画状況等を踏まえ、生産から販売までのバリューチェーン上の課題及びボトルネックを分析する。
- さらに、小規模農家を含む地域住民の所得向上に資する観点から、認証木材制度や木材関連産業との連携による市場アクセス向上の可能性を含め、アグロフォレストリーの導入・拡大に向けた協力方策及び本邦企業・技術との連携可能性を提案すること。

(18)事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表(積算総括表)のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から提示することがある。

(ア) 本体事業費
(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
(ウ) 本体事業費に関する予備費
(エ) 建中金利
(オ) フロントエンドフィー
(カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)
(キ) 研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用
(ク) その他 1(融資非適格項目)

ア) 用地補償等

イ）関税・税金

ウ）事業実施者の一般管理費

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS（Windows 10 以上）を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費[9]（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、 発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
  - 実施時期
  - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
  - 設計条件・仕様
  - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
  - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
  - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

⑦ PPR におけるコストとの比較

- 実施機関の作成する PPR と本業務において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に発注者及び実施機関へ説明する。

[9] 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

(19)調達計画の策定

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情(施工実績、保有する建設機械等)
- 現地コンサルタントの一般事情(詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力)

② 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

- International Consultants の採否
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法(QCBS/QBS)等

④ コントラクターの選定方針案

- 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
- PQ 条件設定
- Local Competitive Bid(LCB)の採否等

(20)事業実施体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制(組織面)

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

州・県・ブロック、森林 Division および Range、それぞれのレベルでのモニタリング体制と計画を含めること。

② 実施機関の体制（財務・予算面）
- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）
- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績
- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性
- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（21）運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）
- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。
- 本事業は対象地域が広範囲に及ぶと想定されることから、包括的に運営・維持管理できる体制を検討し、事後評価報告書や JICA インド事務所が実施しているインド森林年次ワークショップ等でなされた提言を参考にしつつ、事業完了後も事業効果が持続する運営・維持管理体制を検討する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）
- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）
- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績
- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性
- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制

度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

（22）実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- 事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）

- 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。

③ 支障物移設

- 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。

④ 事業実施に必要な許認可

- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）

- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

（23）免税措置の調査

本業務では当該項目は適用しない。

（24）事業実施段階における施工上の安全対策の検討[10]

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版[11]を参照する。
- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

[10]概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

[11] JSSS は、仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

（25）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

（26）本事業実施に当たっての留意事項の整理

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
  - 事業戦略、事業調達計画実施計画、詳細事業計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
  - 過去事例を踏まえた課題　等

（27）コンサルティング・サービスの提案

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模[12]について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計、入札補助、実施監理、技術移転等を想定している。類似事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

（28）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）
  - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。

[12] 規模は「業務人月」とする。

- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
  - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
  - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

- 運用・効果指標
  - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
  - 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。また、下記想定指標は指標として妥当か、どのように測定するか、詳細に検討・提案する。
    - 本事業における森林地植林による植林面積（ha）
    - 本事業における二酸化炭素削減量（tCO2/年）
    - 生計向上活動による年間家計所得の増加率（%）
    - 事業対象地周辺における生物多様性の改善（%）
    - 事業の住民の参加者数に占める女性住民の割合（%）
    - エコツーリズム関連施設の整備（箇所）

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。
  例：相手国に進出している本邦企業にもたらされる便益等

（29）本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

（30）プルーフエンジニアリング（P/E）[13]対応

本業務では当該項目は適用しない。

（31）テランガナ州森林環境気候変動局のデータ戦略策定

- 第3条（9）に留意しつつ、実施機関のデータ利活用の現状整理及び将来的に導

[13] P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

入すべきユースケースの洗い出し・優先順位付けを行う。

- 内、本事業で実施すべきユースケース／アクションアイテムにつき、実施機関と協議の上、特定し提案する。
- 事業終了後も支援した各種システムや取り組みが持続的に運用・維持管理されるよう、本事業で必要と思われる活動についても提案する（例：サイバーセキュリティ対策、研修等）。

（32）自然資源利用実態調査（サンプルベース）

- 事業対象地域において森林等自然資源を利用しているコミュニティの実態調査をサンプルベースで実施し、自然資源の利用状況、砂漠化の進行や干ばつによる被害、その他自然災害、JFMC（Joint Forest Management Committee：共同森林管理委員会）や自助グループ等の住民グループの活動状況、コミュニティの生計手段、構造等を把握する。
- サンプルの選定に当たっては、①保護区に近接している、②森林・土壌劣化の被害が出ている、③SC（Scheduled Caste）・ST（Scheduled Tribes）のコミュニティがある、④商業用植林を行っている、のいずれかまたは複数を満たす地域を調査対象とする。調査スコープについては調査開始後に発注者及び実施機関の確認を得る。調査時には、男女別にグループ・インタビューを行う等ジェンダーに配慮する。
- 自然資源利用実態調査（サンプルベース）については再委託での実施を想定している。

（33）代替植林・再植林の実態調査

- 事業対象地域における森林伐採と代替植林・再植林（Compensatory Afforestation）の現状や、対象事業者、対象事業者に求められる代替植林・再植林に関する制度や規定、関連組織（CAMPA：Compensatory Afforestation Fund Management and Planning Authority 等）、本事業の実施機関及び州政府関係機関の役割等を把握する。

（34）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等[14]を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手

[14] 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。

- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(35)調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 報告書等

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート及びレポート概要説明資料(PPT)	契約締結後 1 か月以内 初回現地調査前	日本語 英語	電子データ	
インテリム・レポート	2027 年 1 月	日本語 英語	電子データ	
環境社会管理フレームワーク案	2027 年 2 月	英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート及びレポート概要説明資料(PPT)	2027 年 4 月	日本語 英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2部

ファイナル・レポート(F/R)(先行公開版)	契約履行期限末日	英語	製本	3部
		英語	CD-R	2部
ファイナル・レポート(F/R)(最終報告書)	契約履行期限末日	日本語(要約)	製本	3部
			CD-R	2部
		英語	製本	3部
			CD-R	2部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2)インセプション・レポート

① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

② 事業戦略案

③ 環境社会配慮部分:第3条(5)に係る調査方針、環境チェックリスト(案)

(ア) 第 4 条(5)「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(3)インテリム・レポート

① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、対象地域の社会経済状況・自然条件、森林セクターの現況、環境社会配慮、実施機関の体制・財務・技術の状況、課題の抽出及び分析結果、事業実施計画案、サブプロジェクトのロングリスト及び事業対象地域選定方法案、民間企業・研究機関との連携形態・活動案、DX に関する具体案、WX に関する具体案、気候変動・サステナビリティ、事業費概算等

② 環境社会配慮部分:第3条(8)の該当項目[15]の机上調査部分、今後の調査スケジュール

(4)環境社会管理フレームワーク案

記載内容:調査結果の全体成果(環境チェックリスト案による要約を含む)

[15] 第４条「業務の内容」●)「環境アセスメント」②(ア)「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～(エ)「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。(該当する場合は:●)「住民移転計画」①(ア)「住民移転に係る法的枠組みの分析」、(イ)「住民移転の必要性の記載」。●)「先住民族計画」 ①(ア)「社会アセスメントの結果」の机上調査部分。)今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

(5)ドラフト・ファイナル・レポート

① 環境社会配慮(環境チェックリスト案による要約を含む)、概略設計結果、事業費積算、気候変動・サステナビリティ
② 調査結果の全体成果[16]、要約
③ 事業戦略
④ 事業実施計画
⑤ 詳細事業計画(Detailed Scope of Work)
⑥ 事業実施スケジュール
⑦ 事業実施・モニタリング体制、運営・維持管理体制
⑧ 事業成果(IRR分析含む)
⑨ 調達計画等

(6)デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(7)ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。
- 現地調査時のインタビュー内容を記載した議事録
- 現地視察等で撮影した写真　等

(8)ファイナル・レポート(先行公開版[17])

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
  - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
  - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
  - 民間企業の事業や財務、企業秘密に関わる情報
    - 社会配慮にかかる個別の補償額等、個人が識別できる情報や、個人の権利利害を害する恐れのある情報等。ただし、既に公開されてい

[16] 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。
[17] JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

る情報を除く。

(9)調査データ

- 事業費算や内部収益率(EIRR/FIRR)の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報[18]の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

(10)インド地図の扱い

1)インド及びパキスタンについては、国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。

2)上記1)の対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者の担当部署と協議のうえ、以下①～②のいずれかの対応としたうえで、以下3)の対応をとり、免責条項を必ず記載する。

① 国連地図を複製使用する。ただし、使用の際に、地図から国連の名前及び地図に付与 されている参照番号を削除し、そのうえで、「本地図は国連作成地図を加工した。」または“This map is developed based on UN map”等と付し、国連の地図を加工していることを明確にする(国連の名前及び地図に付与される参照番号を削除せず使用する場合は、国連の使用許諾を得る必要があるため。詳細は国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドラインを参照)。

② 各国が主張する国境と実効支配線を点線で表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール地域、アルナーチャル・プラデシュ地域及びカラパニ地域)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない(上記①の国連地図と同様の対応)。

3)上記2)に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

【免責条項】

免責:本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any

[18] 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic name

第6条　再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然資源利用実態調査（サンプルベース）	第4条（32）「自然資源利用実態調査（サンプルベース）」の項目に対応	一式	定額計上

第7条　機材の調達

本業務では機材調達を想定していない。

第8条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1

1. 基本情報

(1)国名:インド

(2)プロジェクトサイト／対象地域名:テランガナ州

(3)案件名:テランガナ州生態系再生・生物多様性保全事業(Eco Restoration and Biodiversity Conservation Project of Telangana)

(4)事業の要約:テランガナ州において、森林管理・生物多様性保全活動、持続的な森林資源の利活用支援、森林局の能力強化、生計向上活動等を実施するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1)当該国における森林・生物多様性保全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドにおける森林被覆率は 1987 年に約 19%まで減少した(1987 年、Forest Survey of India(以下、「FSI」という。))。これに対し、1988 年にインド政府は「国家森林政策」を策定し、被覆率の回復目標を 33%と掲げ、森林資源の保全を重要な政策と置づけた。その結果、被覆率は約 25.2%(2023 年、FSI)まで回復し、国全体としては緩やかな増加に転じているが、人口の急速な増加、急激な都市化等を背景に、森林の劣化・減少圧力は引続いている。さらに森林の質の面でも、樹冠密度の低い森林(疎林)の割合は 42.7%(2023 年、FSI)と 2011 年の 41.5%(2011 年、FSI)より悪化し、改善すべき課題とされている。

IT 都市ハイデラバードを擁するテランガナ州は、IT 産業等を基盤とする州内産業振興によって急速な経済成長を遂げる一方、都市開発起因の森林減少が顕著である。他方、インド国内でも森林資源の利活用に積極的であり、エコツーリズムの振興強化や認証木材等を通じた森林関連産業が展開されている点に特徴がある。同州の長期ビジョン「Telangana Rising 2047」では、森林を保護対象に留めず、経済成長や地域の雇用創出につながる重要分野と位置付けている。事実、同州の 9 つの野生生物保護区と 3 つの国立公園は多様で豊かな生態系を有し、地域住民は、森林資源の供給、野生動物生息環境の提供、観光資源等、多岐に亘る生態系サービスの恩恵を享受している。

一方、地域住民の生活を支える生態系サービスは、常に減少圧力にさらされている。同州では 2021 年から 2023 年にかけ 100 平方キロメートルと、インド国内で 3 番目に大きい(森林被覆の純減が記録され、疎林率も 50.2%と全国平均より高く、森林劣化も課題視されている 2023 年、FSI)。その要因は、人口圧力、開発による森林転用、森林火災等が挙げられる。特に森林火災は、2023 年 11 月から 2024 年 6 月にかけて 3,983 平方キロメートル、同州森林面積の 14.82%に影響を与えたとされる(2023 年、FSI)。加えて、同州は認証木材活用など森林資源の持続的利活用に向けた

取り組みが進められる一方、農家林業用地拡大を支える制度活用や認証対象木材の用途拡大に向けた能力・体制が十分ではなく、潜在力を活用できていない。森林関連産業の発展には、森林局の政策実施能力強化に加え、産官学を含む多様な関係機関の連携が不可欠である。このため、連携の中核を担う森林局に対して能力強化を行い、IT を活用した森林資源・森林管理データの蓄積・共有や民間資金活用制度の導入等を通じて、産官学連携の促進に資する支援が求められる。

「テランガナ州生態系再生・生物多様性保全事業」（以下「本事業」という。）は、森林の保全活動等を行い、生物多様性の再生や生態系機能の向上、森林局の能力開発を図るとともに、認証木材活用やエコツーリズム強化等を通じた持続可能な森林資源の利活用と地域住民の生計向上を目指すものであり、森林・生物多様性保全セクター及び同州における重要事業と位置付けられる。

（2）森林・生物多様性保全セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対インド国別開発協力方針（2023 年 11 月）では「クリーンな社会経済開発」を重点目標に掲げ、貧困層の収入向上支援や森林資源の保全・利用等を推進する旨明記されている。また対インド JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）でも、気候変動対策推進のための森林管理及び生物多様性保全に係る支援強化の必要性が明記されており、本事業はこれらの方針に合致する。対インド円借款のうち、森林セクターは 3,598 億円の承諾実績がある（34 件/2026 年 10 月時点）。

（3）他の援助機関の対応

インド他州では、世界銀行・USAID（現・解体）が森林周辺住民の計向上を通じた森林管理や生態系の回復支援を、地球環境ファシリティが生態系サービス向上や陸域・海域生物多様性保全等の支援を行っている。テランガナ州ではこれまで生物多様性保全分野における援助機関事業はない。

（4）本事業を実施する意義

本事業は、インド政府及びテランガナ州政府の開発課題・政策、並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、森林管理及び生物多様性保全、女性自助グループを含む住民生計向上を通じた貧困削減、生態系の保全・回復に資するものであり、SDGs のゴール 1（貧困撲滅）、ゴール 5（ジェンダー平等）、ゴール 13（気候変動への対処）及びゴール 15（陸域生態系の持続的利用・管理の推進及び生物多様性保全）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的：本事業はテランガナ州において、森林管理・生物多様性保全活動、持続的な森林資源の利活用支援、森林局の能力強化、生計向上活動等を実施すること

により、生態系サービスの改善や気候変動対策（適応策・緩和策）の推進を図り、もって同州の持続可能な社会経済発展に寄与するもの。

②事業内容

ア）森林管理及び木材産業に係る支援・啓発（植林、水土保全活動、農家林業、木材利用促進活動等）

イ）生物多様性の保全（外来種除去、野生生物との軋轢対策、生息域外保全の強化）

ウ）組織強化・能力開発（学術連携、研究開発、産業発展に係る政策立案支援、DX（デジタルトランスフォーメーション）促進、森林管理・研修施設等整備、民間資金活用制度導入等）

エ）生計向上活動（持続可能な生計手段・能力開発、エコツーリズム振興による収入向上等）

オ）コンサルティング・サービス（実施監理等）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：直接受益者（植林活動の従事人口、研修受講人口、木材産業の従事人口及び生計向上活動等の対象人口）、最終受益者（生態系サービスの向上や気候変動対策の推進により裨益する同州の人口）※協力準備調査にて詳細確認。

④他の JICA 事業との関係：円借款「効果的な森林管理のための能力強化事業」（2024 年度 L/A 調印）は、インド環境森林気候変動省を実施機関として、生態系保全の分野で研究・事業開発・研修体制整備等を行うことで森林行政官の政策実施能力の強化を図るものであり、同事業での研究・事業開発の成果や研修内容は、テランガナ州の森林行政官が本事業を実施するにあたって活用される方針である。また、「持続的森林管理と資源利用」（国別研修、2026～27 年度）においては、日本の森林管理や生物多様性保全、脱炭素化・都市の木質化に関連する取組を紹介し、日本の知見や技術の理解を通じ森林局の能力を向上させ、同州における持続可能な森林経営、資源利用の推進が見込まれる。加えて、インドにおける森林セクター円借款の実施機関を招集して毎年現地で開催する「森林セクター会議」では、IT ツールの効果的な活用等、他州の先駆的な取り組みに関する教訓や成果を共有しており、本事業でも当該会議を通じて成果拡大を図る。

（2）総事業費／概算協力額 【記載を除く】

（3）事業実施スケジュール（協力期間）【記載を除く】

（4）事業実施体制

① 借入人：インド大統領（President of India）

② 保証人：なし

③ 事業実施機関／実施体制：テランガナ州森林局（Telangana

Forest Department）

④ 他機関との連携・役割分担：協力準備調査にて確認。

⑤ 運営／維持管理体制：本事業の主な活動については、事業終了後も森林局が州政府予算により運営・維持管理を行うが、詳細は協力準備調査で確認する。また、森林局が負担する運営維持管理に必要な費用について、州政府が予算配賦を行うことを合意予定。

以　上

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：森林管理、生物多様性保全、水土保全

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画）は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙２ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：インド国及び全途上国
② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

契約期間は 2026 年 12 月～2027 年 10 月とし、計 4 回程度の現地調査を行うことを想定しますが、最適な業務工程案について提案ください。成果品の提出期限は第２章特記仕様書案第５条のとおりです。

（２）業務量目途

1)業務量の目途

約 24.67 人月

2)渡航回数の目途　延べ 22 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然資源利用実態調査（サンプルベース）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- Data Collection Survey on the Possibility of Collaboration with Companies Using CSR Systems in India to Solve Social Issues in India, Nomura Research Institute Consulting and Solutions India Pvt. Ltd
- Data Collection Survey on Enabling a Wood-Transformation (WX) Model in India

２）公開資料

- Forest Stack – デジタル公共インフラを活用した森林保全と管理のトランスフォーメーション
(https://www.jica.go.jp/about/dx/publication/2025/forest.html)

- 西ベンガル州における人間と象の軋轢緩和と共生促進
https:/www.jica.go.jp/about/dx/project/detail/1569305_67782.html
- インド国森林セクター基礎情報収集・確認調査ファイナル・レポート
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/12040200.pdf）
- インド国 森林・生物多様性セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート和文要約
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/12368932.pdf）
- JICA の自然環境保全グローバルアジェンダ
（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/natural_env/ku57pq00002cubqh-att/natural_env_text.pdf
- クラスター事業戦略
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/_icsFiles/afieldfile/2024/06/11/20240327ClusterStrategy.pdf）
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）
（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html）
- 円借款事業に係る標準入札書類
（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
（https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html）
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
（https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）
（https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/index.html）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html）

- JICA 安全標準仕様書
  （https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda safety/index.html）
- 資金協力事業　開発課題別の指標例
  （https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html）
- インドの森林セクターにおける JICA の先行事業の Project Completion Report 及び事後評価報告書
- JICA の森林保全・生物多様性保全セクターにおける類似の案件の各種報告書等（特に、「タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業」、「メガラヤ州コミュニティ森林・生計改善事業」、「トリプラ州持続的水源林管理事業」等））

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無（C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方

にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容

とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

117,033,000円（税抜）

※　上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２）上限額を超える別提案に関する経費

３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（8,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然資源利用実態調査（サンプルベース）	(36)第４条（３２）自然資源利用実態調査(サンプルベース)	2,000,000 円	調査一式	現地再委託
2	日本企業のインド招聘プログラム（技術交流会）	第４条（13）「本邦技術・知見の活用促進に係る現地招聘の検討	6,000,000 円	国際航空券、宿泊手当、宿泊費、現地移動費（車両借上げ等）、通訳・ローカル支援、 査証（ビザ）取得支援	一般業務費（セミナー等実施関連費）

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙２：プロポーザル評価配点表

別紙２

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
（２）作業計画等	（5）	
ア）要員計画	－	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**